

国保連合会業務関連事項

要旨

(今年度の特徴)

- ・平成30年度から国保連合会の一次審査において「警告」から「エラー（返戻）」に移行する対応（第一段階・第二段階）を実施してきましたが、令和2年度においては第三段階として、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、令和2年11月審査分（10月サービス提供分）より、「警告」から「エラー（返戻）」へ移行を行う予定です。返戻移行対象のエラーについては、令和2年5月審査よりメッセージ文頭に★が付きますので、国保連合会のホームページに掲載しているエラー一覧表を参照してください。

(基本的事項)

- ・基本的な内容は例年どおり

(重要事項)

- ・過誤調整額が当月請求金額より多い場合、未調整額（支払不足分）が生じるため、翌月10日までに、連合会指定の銀行口座に不足分金額を直接振込していただきます。過誤金額が多く、当月請求額を上回る場合は、複数回に分けて調整するなど、未調整額が生じない様、事業所にて調整していただきますようお願いいたします。

■ 国保連合会業務関連事項について

I. 過誤調整処理について

1. 基本的な考え方

国保連合会で支払決定したサービス事業所に対する支払確定額について、請求誤り（洩れや一部変更等）が生じた場合は、サービス事業所からの過誤調整として過誤申立依頼書を市町村に提出します。市町村は、事業所から提出のあった申立情報を国保連合会に送信し、国保連合会で調整処理を行います。

2. 過誤の発生するもの

- (1) 請求実績の取下げ等によるもの
 - ・サービス事業所等から請求誤り
 - ・サービス提供実績記録票の誤り
 - ・利用者負担上限額管理結果票の誤り
- (2) 市町村過誤
 - ・市町村がサービス事業所等からの請求が誤っていると判断したもの

3. 過誤申立依頼書提出について

- (1) 過誤申立依頼書は市町村へ提出してください。毎月月末が締切です。
- (2) 過誤申立依頼書を提出した翌月に、正しい請求明細書とサービス提供実績記録票を10日までに提出します。

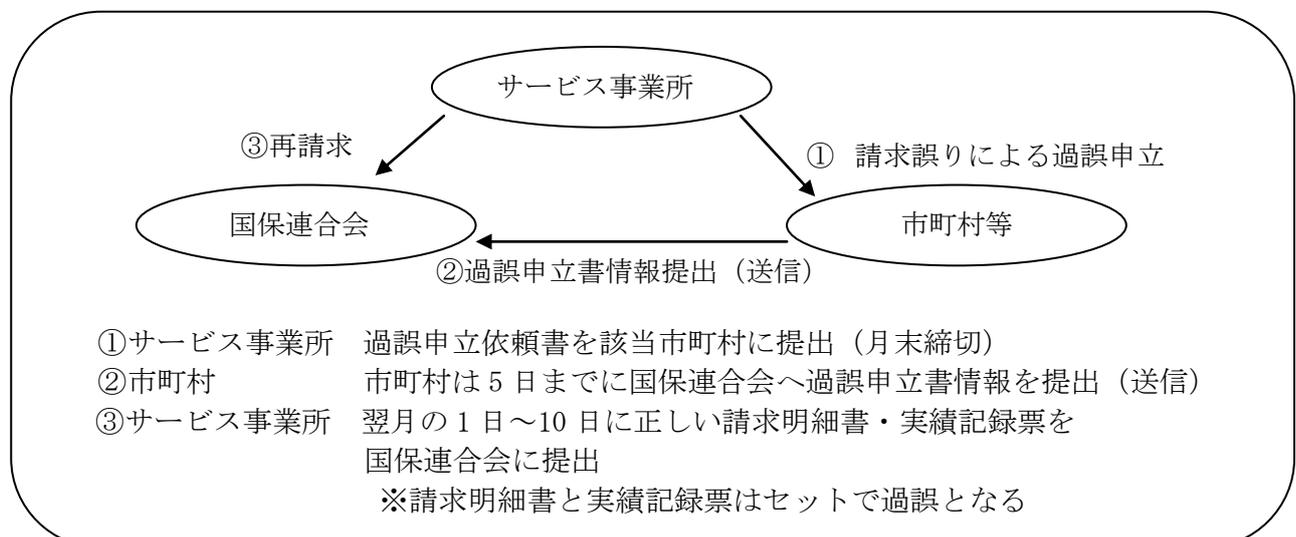
※過誤申立依頼書・記載例については本会ホームページに掲載

- ・ホームページアドレス：<https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/nursingcare/index.html>

4. 過誤調整の流れ

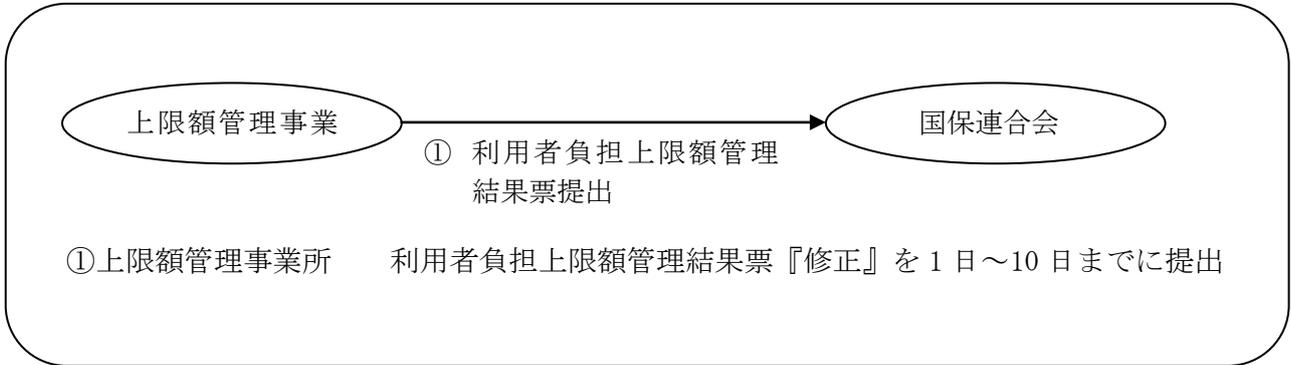
- ◎ 請求明細書の請求誤りや請求洩れは、以下の処理方法が原則となります。

(1) 請求明細書・サービス提供実績記録票に誤りがあった場合

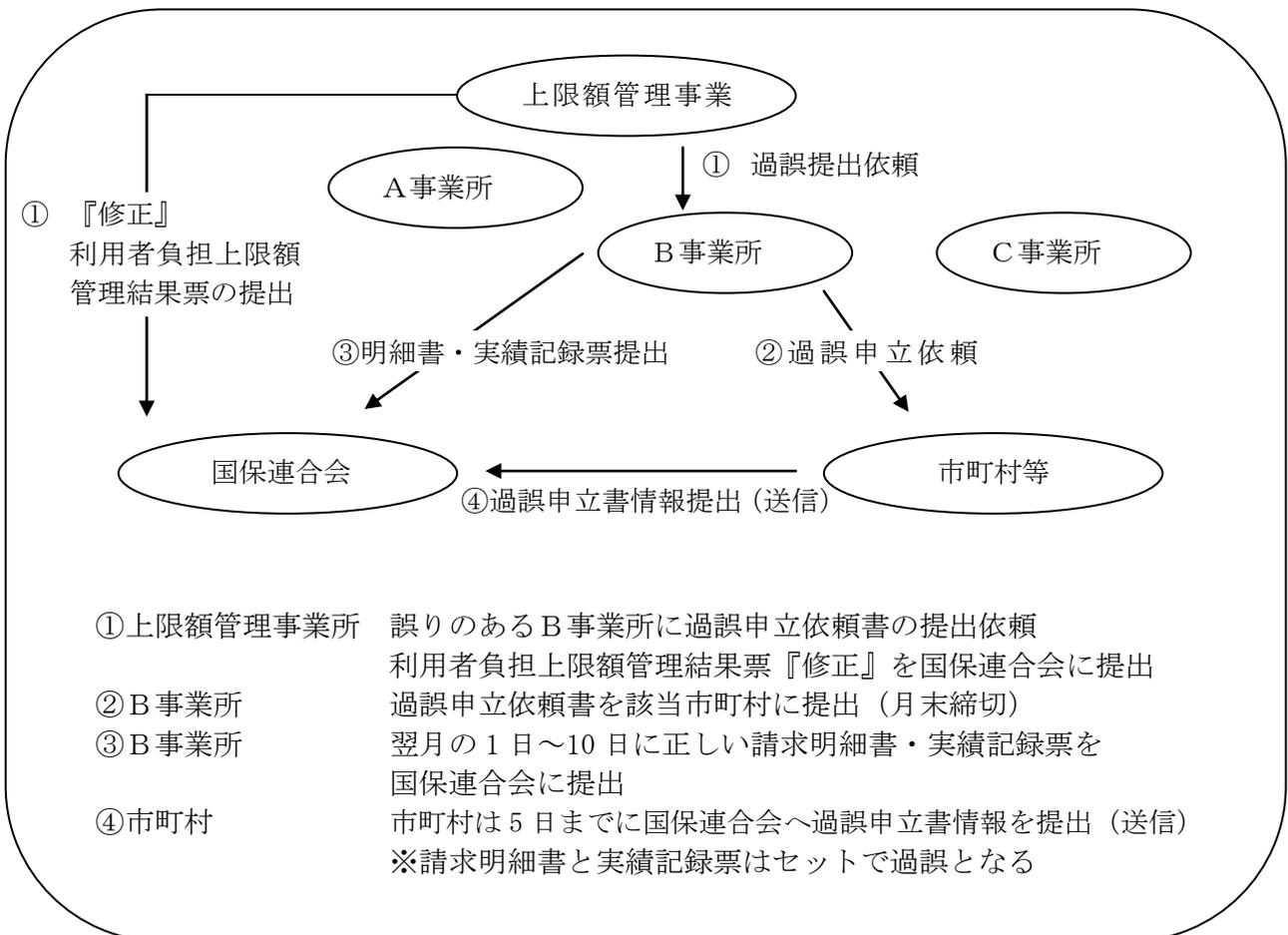


(2) 利用者負担上限額管理結果票に誤りがあった場合

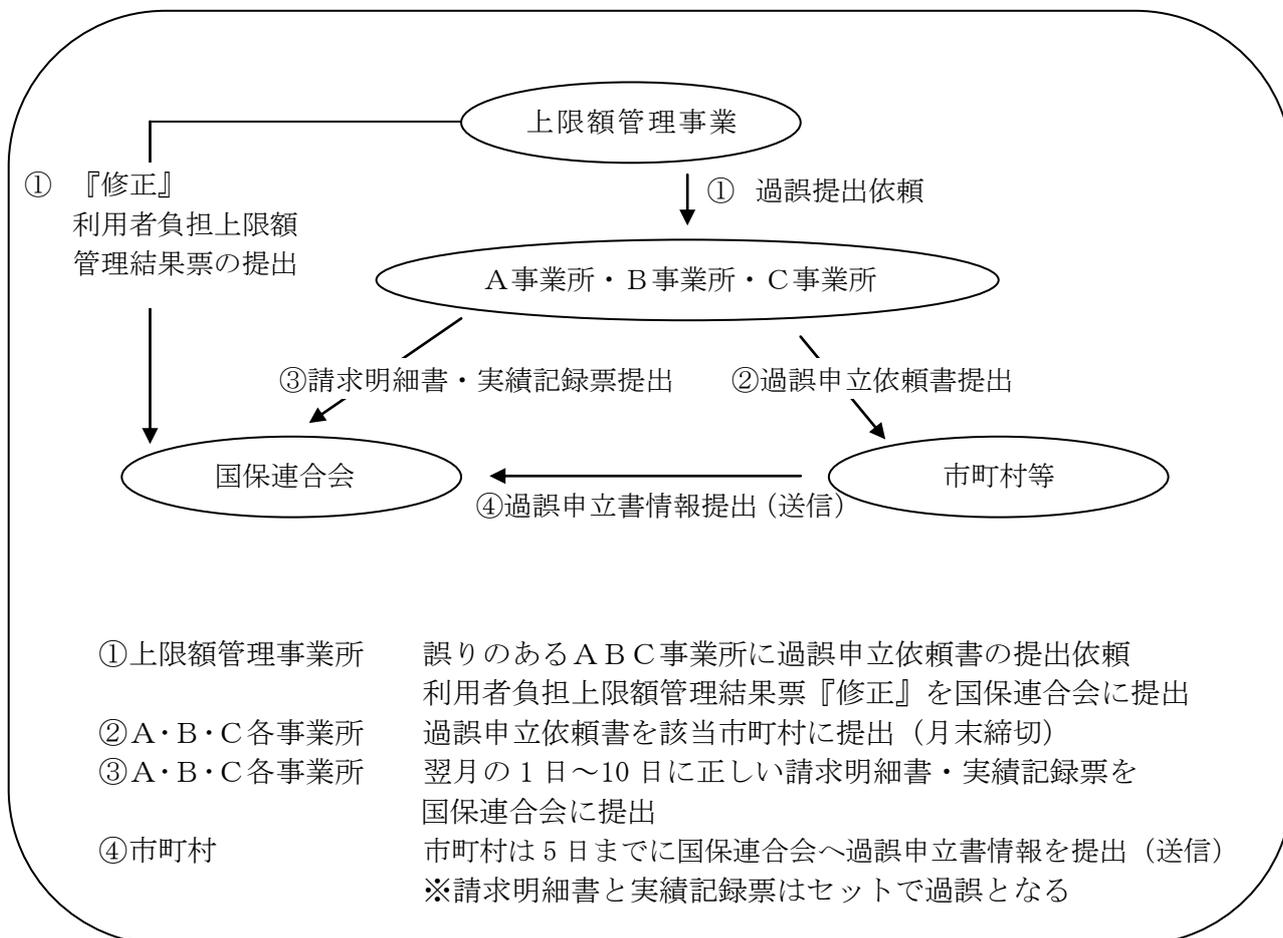
- 利用者負担上限額管理結果票のみ修正を行う場合
(請求明細書・実績記録票に記載されている金額に修正がない場合)



- 利用者負担上限額管理結果票と請求明細書の修正が必要な場合
(利用者負担上限額管理結果に誤りがあり、B事業所の請求明細書に変更が生じる場合)



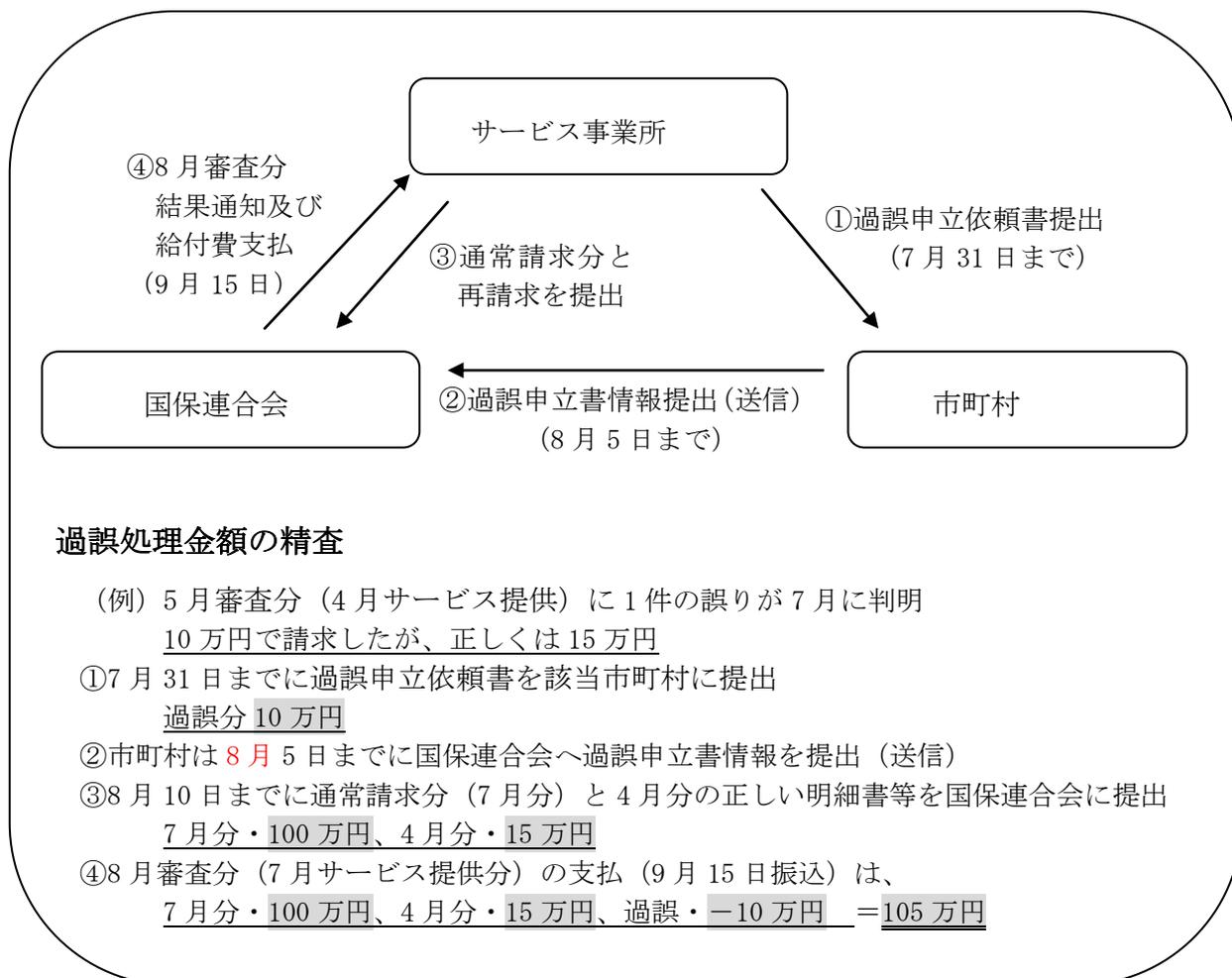
- 利用者負担上限額管理結果票と請求明細書の修正が必要な場合
(利用者負担上限額管理結果に誤りがあったため、全事業所の請求明細書に変更が生じる場合)



5. 過誤処理金額の精査方法等について

「当月支払決定金額」から「過誤申立決定金額」を差し引き、支払処理を行います。

- (例) 5月審査分(4月サービス提供)の請求誤りが7月に判明した場合
- 事業所** 7月31日までに該当市町村に過誤申立依頼書を提出します。
8月1日～8月10日に4月サービス提供分の正しい請求明細書等を作成し、国保連合会に請求します。
- 市町村** 8月5日までに事業所から提出のあった過誤申立情報を国保連合会に提出します。
- 連合会** 8月審査で過誤と請求を相殺し、支払処理を行います。



6. 過誤申立依頼書提出時の注意点

障害福祉サービス費等の過誤処理は、同月での再請求を必ず行ってください。また、過誤申立金額が多くなる場合は、当月請求金額を上回らないよう調整のうえ、過誤申立依頼書を市町村へ提出してください。

重要！

◎過誤申立金額が当月請求金額を上回る場合、連合会に対し、支払いが生じます。

過誤調整額が当月請求金額より多い場合、未調整額(支払不足分)が生じるため、翌月10日までに、連合会指定の銀行口座に不足分金額を直接振込していただきます。

過誤金額が多く、当月請求額を上回る場合は、複数回に分けて調整するなど、未調整額が生じない様、事業所にて調整していただきますようお願いいたします。

II. 電子証明書について

インターネット請求に係る電子証明書の有効期間は3年間となっています。そのため、証明書の有効期間終了日より90日前に証明書の更新を促すお知らせが通知されます。

この通知を受信されましたら、速やかに電子証明書の更新申請をお願いします。

<電子証明書発行手数料>

No	証明書利用区分	有効期間	発行手数料※	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に利用できる電子証明書です。
2	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、介護保険及び障害者総合支援の請求に利用できる電子証明書です。

※発行手数料については、電子証明書発行にかかる手数料であることから、有効期間の途中で証明書が不要となった場合等、従来どおり、返金はありません。

III. 返戻について

提出された請求明細書等に不備があった場合、「返戻等一覧表」でお知らせします。「返戻等一覧表」からエラー内容を確認し、翌月に正しい請求明細書等を再提出することになります。

- ①受給者の受給資格に関する返戻については、証の確認を行い、請求した情報に誤りがない場合は該当の市町村に資格の確認を行ってください。
- ②整合性チェックの見直し等により、機械的に判断可能な不整合がある一部の請求は、令和2年11月審査より段階的に警告から返戻に移行する予定です。返戻移行対象のエラーには、令和2年5月審査よりメッセージ文頭に★が付きますので、国保連合会のホームページに掲載しているエラー一覧表を参照してください。
 - ・ホームページアドレス <https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/nursingcare/index.html>
- ③「S」又は「T」から始まるエラーコードで返戻理由が不明な場合
 - ・障害児入所給付以外については各市町村に照会ください。
 - ・障害児入所給付については京都府（障害者支援課 075-414-4634）に照会ください。

主なエラーと対処方法

エラーコード	内容	対処方法
ED01	該当の請求情報は既に支払確定済です。	今月又はそれ以前に、同様様式の提出があります。内容が同じであれば、再請求の必要はありません。

エラーコード	内 容	対 処 方 法
E G 1 3	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。	受給者証のサービス種別と、 <u>明細情報および契約情報</u> に入力したサービスコードが一致しているかを確認してください。
E G 1 2	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません。	受給者証の負担上限の適用期間を確認してください。
E G 0 5	請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません。	受給者証の「利用者負担上限額管理事業所名」に対応する <u>事業所番号</u> が、明細情報内の利用者負担上限額管理事業所の「指定事業所」欄に入力されているかを確認してください。
E G 1 7	上限額管理対象外の受給者です。	明細情報内の、利用者負担上限額管理事業所情報に値が入っています。受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無を確認してください。
E J 1 6	請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です。	<p>以下のことを確認してください。</p> <p><u>上限管理事業所の場合</u></p> <p>(1) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が利用者負担上限月額①と等しいこと。</p> <p>(2) 管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値と等しいこと。</p> <p>(3) 管理結果が「3」であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値が等しいこと。</p> <p>< A型減免・事業者減免額が設定されている場合 ></p> <p>(4) 管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)とA型減免・減免後利用者負担額が等しいこと。</p> <p>(5) 管理結果が「3」かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額と等しいこと。</p> <p><u>上限額管理事業所以外の場合</u></p> <p>(6) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が0円、または未設定であること。</p>

エラー コード	内 容	対 処 方 法
E J 1 6	請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です。	<p>(7) 管理結果が「2」であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値が等しいこと。</p> <p>(8) 管理結果が「3」であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額が調整後利用者負担額以下であること。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額が上限月額調整(①②の内少ない数)の値以下であること。</p> <p>< A型減免・事業者減免額が設定されている場合 ></p> <p>(9) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額が等しいこと。</p> <p>(10) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額が調整後利用者負担額以下であること。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額がA型減免・減免後利用者負担額以下であること。</p>

IV. よくある問い合わせについて

【新規事業所関係について】

Q 1. 国保連合会への届出はどうすればよいか。

A 1. 行政機関より国保連合会へ新規事業所の情報が届き次第、必要書類を送付しますので、お手続きください。なお、送付は指定を受けられた翌月の月初めとなります。

【届出関係について】

Q 2. 『障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届』の届出内容に変更があった。

A 2. 請求者、口座情報、口座名義人に変更があった場合は、『障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届』の該当箇所を二重線で消し込み、赤字で変更内容を記入したうえで、毎月20日必着にて国保連合会に送付してください。変更内容については翌日より適用されます。なお、上記以外の変更の場合は、指定を受けられた行政機関に届け出てください。

【請求関係について】

Q 3. 各種マニュアルがどこにあるか分からない。

A 3. 電子請求受付システムにログイン後、トップページ上部に表示されている『マニュアル』よりダウンロードできます。

Q 4. 電子請求受付システムにログインできなくなった／パスワードを紛失した。

A 4. パスワードに入力誤り（アルファベットの大文字・小文字等）がないかを再度ご確認ください。パスワードを紛失された場合は再発行処理を行いますので、返信用封筒を同封のうえ「発行願」を提出してください。なお、「発行願」の様式については本会ホームページよりダウンロードいただけます。

（ホームページアドレス：<https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/nursingcare/05.html>）

Q 5. 証明書発行用パスワードを紛失した。

A 5. 証明書発行用パスワードを紛失された場合は、電子請求受付システムより再発行してください。なお、この手続きを行った場合、現在使用している証明書の有効期間の残日数に関わらず、新たに証明書を発行申請していただくことになり費用が発生しますのでご注意ください。手順については、電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）をご確認ください。

Q 6. 請求データの作成方法が分からない。

A 6. 請求データの作成方法及びソフトの操作方法については、電子請求受付システムより電子請求受付システム操作マニュアル（簡易入力編）をダウンロードしてご確認ください。

Q 7. 間違った請求データを送信したので取り消したい。

A 7. 毎月1～10日の受付期間であれば、事業所側にて電子請求受付システムより取り消しが可能です。手順については、電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）をご確認ください。

参考資料

(第三者評価)

- ・令和2年度介護・福祉サービス第三者評価の募集をしています。
- ・介護保険事業所に比べ障害福祉サービス事業所は受診率が低いので、積極的に受診をお願いします。

(介護サービス事業所の皆様へ（駐車許可の申請）)

- ・平成26年4月に府警本部から出された「駐車許可の申請」についての通知です。
- ・業務のために駐車が必要な場合は駐車許可の申請や基準以上の車両を保持する場合は安全運転管理者の選任の手続きです。適正に申請や選任届を申請をお願いします。

(ワムネット京都府センター)

- ・ワムネットの京都府からのお知らせへのアクセス手順です。
- ・京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っています。
- ・2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いします。

(ワムネット京都府センター)

- ・事業所指定等の窓口です。基本的に各事業所については、質問等は各保健所をお願いします。



第三者評価事業受診のご案内

京都介護・福祉サービス

第三者評価等支援機構

(事務局：社会福祉法人京都府社会福祉協議会)

第三者評価の目的と趣旨

- ①第三者評価事業は、個々のサービス事業者の組織運営やサービスの提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを目的としています。
- ②そして評価の結果が公表されることで、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることも重要な目的です。
- ③サービス事業者のコンプライアンス意識の顕在化と、利用者への安心と信頼を提供することにつながり、**事業者と利用者の双方にとって有益な事業となることを期待するものです。**

京都ならではの取り組み

★「受審」ではなく「受診（ありのままを診る）」★

京都の第三者評価は、事業所を審判したり格付けするものではなく、**ありのままを診る**という意味で、「受診」として行います。

また、評価を行うに当たっては、「**ポジティブ・アシスト**」(**肯定的支持**)」を基本とし、事業所の「**伴走者**」の姿勢でぞんではいます。

今の事業所の強みをより伸ばし、弱みをより良い方向に改善する支援をしていく。そのような「お手伝い」をすることが、京都の第三者評価の役割で、事業所側にとっては内的な効果と、外的な効果を得ることが出来ます。

内的な効果と外的な効果とは

「内的効果」⇒事業者の質の向上への取組みの支援

例えば

- ・自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。
- ・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた具体的な取組みの目標設定が可能となります。
- ・第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲を向上し、諸課題の共有化が促進されます。

「外的効果」⇒就職希望者や利用者への情報提供

例えば

- ・就職フェアで「第三者評価受診事業所」として紹介され、就職希望者が、事業所を選択するときの一つの指標となります。
- ・きょうと福祉人材育成認証制度の要件となっています。
- ・利用者が、介護・福祉サービス事業所を選ぶときに役立つ情報を得ることが出来るとともに、サービスを受けている事業所が、問題解決やサービス向上に関心があるかを確認することができます。

受診事業所の声（アンケートより）

受診事業者からは次のような声が寄せられています。

●課題・情報の共有

- ①組織全体とチームの一貫した課題共有の重要性を改めて気付かされた。
- ②情報の共有・書類の管理の見直しの機会になった。
- ③項目ごとに細かく振り返りの資料として活用でき、新たな課題抽出にも役立った。

●方向性・指標

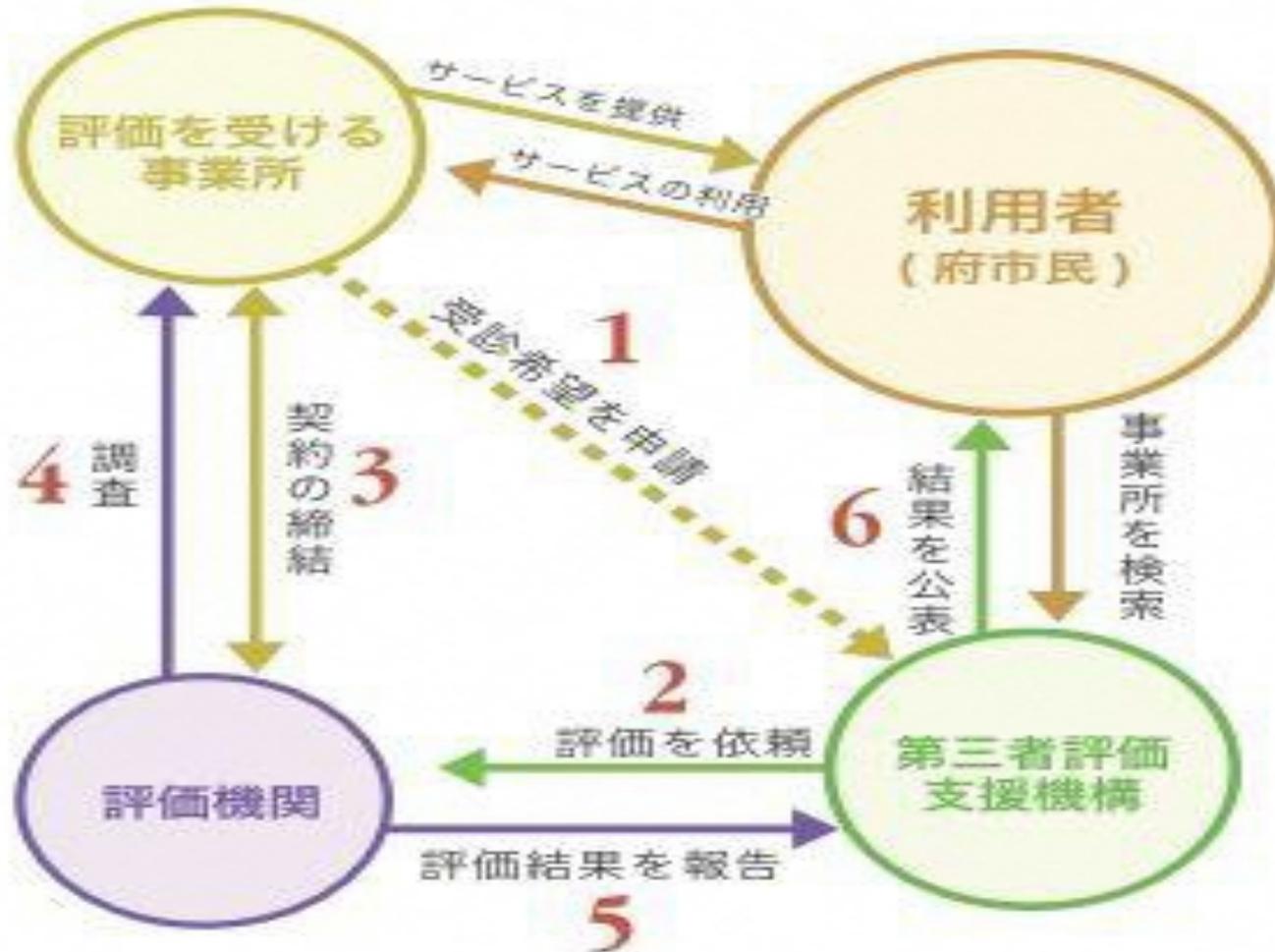
- ①見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。
- ②よりよい労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。

●人材の育成・意識向上

- ①主任クラス等の中堅職員の意識が大きく変化した（人材育成としての効果が大きかった）
- ②管理職以外の職員も参加することにより、仕事に対する意識が上がった。業務改善に向う職員のモチベーションが高まった。
- ③これまで以上に、いろいろな職種間での情報の共有・連絡・相談が一体化した。

評価の流れ

第三者評価受診の流れ



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構
(事務局：京都府社会福祉協議会)

ホームページURL

<http://kyoto-hyoka.jp/>

アクセスは
こちらから



令和2年度

受診事業所 募集開始

〆切 令和2年7月3日(金) *以後も受付いたしますが、なるべく期間内にお申込みください。

各事業所長 様

令和2年度
介護・福祉サービス第三者評価受診事業所募集について
(ご案内)

本支援機構では、介護・福祉サービスを提供する施設・事業所における第三者評価の積極的な受診を呼びかけております。

つきましては、下記の概要をご参照いただき、貴事業所(施設)におかれましては、積極的に第三者評価の受診に応募いただきま
すようお願いいたします。

(応募の詳細については、本機構のホームページ
<http://kyoto-hyoka.jp/> に掲載しています)

★サービス向上宣言★



きょうと福祉人材育成認証制度の必須項目です

受診事業所の声 (アンケートより)

- ◇ 課題・情報の共有ができた
- ◇ 自分たちでは見えていなかった事業所の「強み」を確認できた
- ◇ 人材育成としての効果が大きく、職員のモチベーションが上がった。



▶ 応募手続き

ホームページより受診応募票をダウンロードしてご利用ください。

～受診応募票～

希望評価機関、希望訪問調査月や自己評価の実施体制、応募動機などをご記入ください

▶ 評価分野・料金(税込)

介護サービス分野	評価を受けるサービス(受診サービス)	
	通所系・入所系サービスの場合	125,714 円
福祉サービス分野	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与(販売)のみの事業所	115,238 円
	保育所 障害福祉事業所 社会的養護の施設	314,286 円
	共通評価項目	209,524 円

※訪問調査の時期については、施設・事業所のご希望によりますが、お早めの受診をご検討ください。

※年度末に近づく時期のお申込みは、年度内に評価を実施することが難しく次年度に繰越となることがあります。

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375

ハートピア京都 5F 京都府社会福祉協議会内

TEL : 075-252-6292 FAX : 075-252-6310

アクセスは
こちらから



介護サービス事業所の皆様へ

平成26年4月
京都府警察本部
交通部交通規制課

本書は、介護サービス事業所の皆様に「警察署長の駐車の許可」申請をしていただくに当たって、正しい申請の仕方と、事業所で一定の台数以上の車を保有している場合に届出が必要な安全運転管理者選任届について解説しています。

日々、介護の現場でご活躍されている皆様の一助になれば、誠に幸いに存じます。

● 駐車許可の申請

介護サービス事業所で使用する車両（四輪車・二輪車）（以下「自動車」といいます。）を、駐車が禁止されている道路にやむを得ず駐車しなければならない場合、駐車する場所を管轄する警察署長は申請内容を検討し、駐車許可証を交付しています。

通常、申請を受ける自動車は、

「事業所」又は「事業者」名義の自動車

とさせていただきますが、諸事情により、やむを得ず事業所で勤務する職員の方から借り受けた自動車を業務に使用する場合、確実な賃貸借契約がなされ、介護サービス事業所の業務に使用されることが必要です。

いずれにせよ、法の規定をお守りいただき、正しい車両の運行及び駐車許可の使用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 安全運転管理者の選任が必要なとき

自動車の使用者（その自動車を使用する権原を有する者で、かつ、その自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者を指し、法人であると自然人であることを問いません。）は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません（道路交通法第74条の3第1項）。

※ 「規定の台数以上の自動車」の台数とは？

- ・ 乗車定員11人以上の自動車…………… 1台以上
- ・ その他の自動車の場合…………… 5台以上
- ・ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車… 1台を 0.5台として計算

上記台数以上の自動車を確保しているにもかかわらず安全運転管理者を選任されていない事業所の事業者は、法に定められた要件を備えた方の中から安全運転管理者を選任し、速やかに当該事業所を管轄する警察署の交通課に安全運転管理者選任届を提出してください。

◎ 罰則：5万円以下の罰金（事業者・法人双方）（道路交通法施行規則第9条の8）。

※ 原動機付自転車（50cc以下のもの）については届出の対象から除かれます。

【駐車許可申請及び安全運転管理者選任届の手続要領】

○ 駐車許可申請

駐車する場所を管轄する警察署の交通課に赴き、「駐車許可申請書」のご提出をしていただきますが、提出部数は2部とし、それぞれの申請書に、

- ・ 当該車両の車検証（第一種原動機付自転車であれば自賠責保険証等）の写し
- ・ 駐車場所を示す地図（具体的に記載したもの）
- ・ 居宅サービス一覧表（各駐車場所を特定するのに必要となるもの）
- ・ 業務内容が分かる資料（ホームページ掲載内容を印字したもの又は業務パンフレット等）
- ・ 運転者（職員）各人の運転免許証写し（表裏）
- ・ 運転者（職員）各人の雇用を証する書面

といったものを添付していただきます。

○ 安全運転管理者選任届

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課に赴き、「安全運転管理者選任届」のご提出をしていただきますが、提出部数は1部とし、届出書に、

- ・ 運転経歴証明書
※ 運転経歴証明書は、警察署、交番及び駐在所に備え付けの申請用紙に所要の事項をご記入いただき、自動車安全運転センター京都府事務所までお送りください（手数料が必要となります。）。
- ・ 運転免許証の写し（表裏）
※ 京都府内にお住まいの方は運転免許証の写しで結構ですが、京都府外にお住まいの方は、住民票の写しを別途添付してください。
- ・ 職務経歴証明書

の各書面を添付していただきます。

○ その他

ご不明な点がございましたら、お近くの警察署交通課にお尋ねください。

川端警察署	075-771-0110	向日町警察署	075-921-0110
上京警察署	075-465-0110	宇治警察署	0774-21-0110
東山警察署	075-525-0110	城陽警察署	0774-53-0110
中京警察署	075-823-0110	八幡警察署	075-981-0110
下京警察署	075-352-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下鴨警察署	075-703-0110	木津警察署	0774-72-0110
伏見警察署	075-602-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
山科警察署	075-575-0110	南丹警察署	0771-62-0110
右京警察署	075-865-0110	綾部警察署	0773-43-0110
南警察署	075-682-0110	福知山警察署	0773-22-0110
北警察署	075-493-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
西京警察署	075-391-0110	宮津警察署	0772-25-0110
		京丹後警察署	0772-62-0110

「WAMネット 京都府からのお知らせ」へのアクセス方法

★ 「WAM NET」へアクセス(アドレス(<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>))

① トップ画面中、「特設サイト」の『都道府県からのお知らせ』をクリック

The screenshot shows the WAM NET homepage. The navigation bar at the top includes links for 'トップ' (Home), '介護' (Nursing), '医療' (Medical), '障害者福祉' (Disability Welfare), '高齢者福祉' (Elderly Welfare), '児童福祉' (Child Welfare), and '知りたい' (I want to know). The main content area features several informational cards: '新着情報' (New Information), 'WAM NETからのお知らせ' (Notice from WAM NET), 'ニュース' (News), and 'イベント・セミナー情報' (Event/Seminar Information). A '特設サイト' (Special Site) sidebar on the left contains a link for '都道府県からのお知らせ' (Notice from Prefecture), which is highlighted with a red arrow and the label 'クリック①'. Below the main content, there is a '授産品・芸術品ギャラリー' (Product/Art Gallery) section with a 'クリック①' label pointing to a product listing for 'ほわいとあっぷる' (Howaito Appuru) from Iwate Prefecture. The bottom of the page includes a 'リンク集' (Link Collection) and a '福祉医療機構より' (From WAM) section with a link to the 'WAM NET 公式 Twitter'.



② 「WAM NET地方センター情報」画面中、『京都』をクリック

WAM NET 地方センター情報 - Windows Internet Explorer

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/ca00b90.html

WAM NET 地方センター情報

福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

音声読み上げ/文字拡大 お問い合わせ よくあるご質問

トップ 介護 医療 障害者福祉 高齢者福祉 児童福祉 目的別

会員入口 会員登録

オススメ

行政情報閲覧ランキング
「介護保険最新情報」
介護サービス関係Q&A
イベント・セミナー情報

医療・福祉関連情報

福祉のしごとガイド
専門職養成施設検索
サービス取組み事例紹介
連載コラム
評価情報
福祉サービス第三者評価
障害者福祉
高齢者福祉
児童福祉

トップ > WAM NET地方センター情報

WAM NET地方センター情報

山梨 福祉・保健・医療 山梨県情報のコーナーです。

京都 京都市内の介護事業者情報について、市町村別、サービス別、保険給付外利用料、サービス提供地域検索をすることが可能です。

WAM NET地方センター情報は、都道府県から当該地域における福祉保健医療に関して提供された各種情報を掲載しています。

ページの先頭へ戻る

クリック②

③ 「京都府センター」画面中、「メインメニュー」「掲示板」欄の『府からののお知らせ(障害福祉関連)』をクリック

WAM NET 京都府センター - Windows Internet Explorer

http://www.wam.go.jp/wamapl/26KYOTO/26ma01mainst/menu?OpenForm

WAM NET 京都府センター

WAM NET 中央センター

京都府センター

メインメニュー

掲示板

府からののお知らせ(介護保険関連)
府からののお知らせ(障害福祉関連)
各種様式等(自主点検表(ほか))
平成18年改定関係(介護保険関連)
利用機関からのお知らせ
その他のお知らせ

リンク集

介護保険システム

メインメニュー

掲示板
都道府県・地方センター管理者・利用機関などを発信源とする情報を掲載しています。

府からののお知らせ(介護保険関連) 府からののお知らせ(障害福祉関連)
各種様式等(自主点検表(ほか)) 平成18年改定関係(介護保険関連)
利用機関からのお知らせ その他のお知らせ

リンク集
各地方センターに関連するホームページリンク集です。

介護保険システム
京都府内の介護保険サービス事業者の第三者評価情報を閲覧することができます。

WAM NET 京都府センター

クリック③

④ 記事を検索

https://www.wam.go.jp/wamappl/266YOTQ/26bb01kj.nsf/vWbCategory02?openview

ホーム - chonai-system WAM NET 京都府センター 掲...

WAM NET 中央センター

京都府センター

- メインメニュー
- 掲示板
 - 府からのお知らせ(介護保険関連)
 - 府からのお知らせ(障害福祉関連)
 - 各種様式等(自主点検表ほか)
 - 平成18年改定関係(介護保険関連)
 - 利用機関からのお知らせ
 - その他のお知らせ
- リンク集
- 介護保険システム

掲示板(府からのお知らせ(障害福祉関連))

掲示板検索 戻る

◀ 前ページ ▶ 次ページ ▶▶ すべて展開 ◀▶▶ すべて省略

▶ をクリックすると展開表示します。 ▼ をクリックすると省略表示します。

▼ 1【最新情報】 1413

- NEW▶ ◎「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の日安」の改訂について (2020年5月12日)
- NEW▶ ●居室介護従業者養成事業(重度訪問介護従業者養成研修)の開催について(お知らせ) (2020年5月12日)
- NEW▶ (再掲)◎新型コロナウイルス感染拡大防止のための手指消毒用エタノール液の優先供給について (2020年5月8日)
- NEW▶ ◎障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について (2020年5月7日)
- NEW▶ ◎緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について (2020年5月7日)
- NEW▶ ◎新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る介護給付費等の請求(5月・6月請求分)について (2020年5月7日)
- NEW▶ ◎緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について (2020年5月7日)
- NEW▶ ◎新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等サービスにかかるG&Aの一部訂正について(4月28日版) (2020年5月1日)
- NEW▶ ◎「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について (2020年4月30日)
- NEW▶ ◎施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について (2020年4月30日)
- NEW▶ ◎新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等サービスにかかるG&Aについて(4月28日版) (2020年4月30日)
- NEW▶ ◎「社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日付け社援施第65号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設入材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知)」等に関するG&Aについて (2020年4月30日)
- NEW▶ ◎新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5版) (2020年4月28日)
- NEW▶ ◎児童福祉施設に設置している遊具等の安全管理の強化について (2020年4月28日)
- NEW▶ ◎「放課後等サービス事業者の方へ」学校等の臨時休業に伴う放課後等サービス(令和2年9月及び10月)の対応について(令和2年4月28日)

提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、京都市障害保健福祉推進室（TEL 075-222-4161）にご確認ください。

提出窓口	所在地
<u>< 障害児入所支援 ></u> 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4633 FAX 075-414-4597
< <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援</u> については、下記の窓口にご提出ください。 >	
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0208 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

< 各市町村の所管保健所 >

保健所	市町村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町